（発行済株式総数の公表等）

第二条の六　法第四条の四の規定による公表は、指定会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第四条の四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該指定会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3　法第四条の四の規定により公表する場合において、株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4　法第四条の四の規定により公表する場合において、指定会社の発行済株式の総数に変更があったときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

第十五条の見出しを「（証明書の様式）」に改め、同条中「の職員の身分を示す証明書の様式」を「において準用する法第四条の三第二項の規定による証明書」に、「別記様式のとおり」を「第三号様式によるもの」に改める。

別記様式中「別記様式」を「第三号様式」に改め、同様式表面中「第13条第２項」を「第13条第２項において準用する同法第４条の３第２項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏）

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査）

第４条の３

２　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告及び検査）

第13条　国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　第４条の３第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（罰則）

第21条　第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

別記様式を第三号様式とし、附則の次に次の二様式を加える。

第一号様式（第二条の七関係）

年　月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印㈠

届出義務発生日　年　月　日㈡

対象議決権保有届出書

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第４条の２第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　提出者が対象議決権を保有する指定会社に関する事項

指定会社の商号	
本店の所在地	

2　提出者に関する事項

2－1　提出者（対象議決権保有者）㈢

※　1　個　人　　2　法　人					
（ふりがな） 氏名又は名称					
（ふりがな） 住　　所	〒				
個人	生年月日　年　月　日 ※　1明治　3昭和 2大正　4平成		（ふりがな）		
			勤務先名称		
	職　業		勤務先住所		
法人	設立年月日　年　月　日 ※　1明治　3昭和 2大正　4平成		（ふりがな）		代表者役職
			代表者名		
	事業内容				
事務上の連絡先及び担当者名					
			電話番号		

2－2　保有目的㈣

2－3　対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年　月　日
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　％）